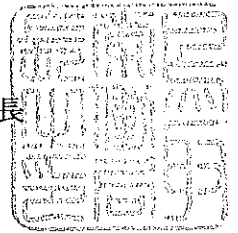


令和3年3月30日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」等の一部改正について

平素より、労働行政の推進に当たっては格別のご理解、ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号。以下「告示」という。）については、令和2年7月27日に告示されたところであり、令和5年10月1日から施行することとされています。また、告示第1条第2号に規定する「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」については、令和2年8月4日付け基発 0804 第3号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」等の関連通知において、これに該当する者の解釈が示されたところですが、今般、下記のとおり関連通知の一部が改正されましたので、ご了知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 令和2年8月4日付け基発 0804 第3号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」の改正について

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 第1・第2 略<br>第3 細部事項<br>1 略<br>2 関連告示関係<br>(1) 略<br>(2) 分析調査者告示<br>ア 第1条第2号に規定する「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」は、次の①から⑤までに掲げる者であること。<br>① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技 | 第1・第2 略<br>第3 細部事項<br>1 略<br>2 関連告示関係<br>(1) 略<br>(2) 分析調査者告示<br>ア 第1条第2号に規定する「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」は、次の①から④までに掲げる者であること。<br>① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技 |



|  |  |
|--|--|
| <p>術評価事業」により認定される A ランク若しくは B ランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者</p> <p>②～④ 略</p> <p>⑤ <u>一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者</u></p> <p>イ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> | <p>術の<u>評価事業</u>」により認定される A ランク又は B ランクの認定分析技術者</p> <p>②～④ 略</p> <p>(新設)</p> <p>イ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> |
|--|--|

2 令和2年9月1日付け基発0901第10号「石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について」の改正について

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>1 厚生労働大臣が定める者（第1条関係）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 告示第1条第2号の「同等以上の技能及び知識を有すると認められる者」は、次のアからオまでに掲げる者であること。</p> <p>ア <u>公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される A ランク若しくは B ランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者</u></p> <p>イ～エ 略</p> <p>オ <u>一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者</u></p> | <p>1 厚生労働大臣が定める者（第1条関係）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 告示第1条第2号の「同等以上の技能及び知識を有すると認められる者」は、次のアからエまでに掲げる者であること。</p> <p>ア <u>公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される A ランク又は B ランクの認定分析技術者</u></p> <p>イ～エ 略</p> <p>(新設)</p> |

|       |       |
|-------|-------|
| 2～4 略 | 2～4 略 |
|-------|-------|